

あ
か
牛

第
43
号



(西日本ブロック研究会協議会風景)

1979.7

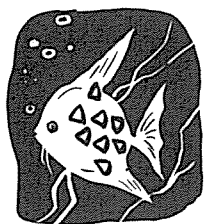
社 団 法 人 日 本 あ か 牛 登 録 協 会

肉用牛統計

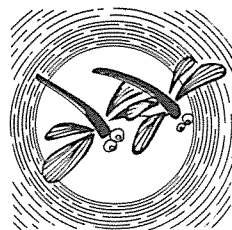
(昭和 54. 2. 1 現在 農林水産省統計情報部)

	飼養戸数	前年比	飼養頭数	内(肉用種)	内(乳用種)	1戸当り 頭数	飼養頭数 前年比
全国	380,800	94.8	2,083,000	1,454,000	629,000	5.5	102.6
北海道	5,930	91.4	164,200	52,000	112,200	27.7	102.9
青森	4,100	94.9	35,000	26,500	8,460	8.5	104.5
岩手	28,400	99.7	100,900	82,300	18,600	3.6	104.8
宮城	20,200	96.2	72,000	48,200	23,800	3.6	101.6
秋田	9,520	97.7	48,600	45,500	3,090	5.1	103.2
山形	9,450	92.7	51,600	40,800	10,700	5.5	110.3
福島	24,100	98.4	80,800	62,200	18,600	3.4	102.5
茨城	7,330	100.1	36,900	28,600	8,220	5.0	111.1
栃木	5,450	94.0	51,300	23,600	27,700	9.4	105.8
群馬	10,500	89.0	49,000	21,000	28,000	4.7	108.7
埼玉	950	90.5	16,900	2,900	14,000	17.8	100.6
千葉	1,560	86.7	19,700	4,300	15,400	12.6	105.4
東京	150	88.2	3,400	340	3,060	22.7	96.6
神奈川	300	100.0	4,750	1,410	3,340	15.8	108.5
新潟	4,930	82.2	30,400	21,500	8,850	6.2	103.1
富山	270	90.0	6,010	2,000	4,010	22.3	105.4
石川	430	89.6	4,190	1,870	2,320	9.7	94.0
福井	170	89.5	4,550	1,380	3,180	26.8	103.2
山梨	790	91.9	9,600	6,540	3,060	12.2	98.0
長野	7,900	91.9	55,300	26,300	29,000	7.0	101.1
岐阜	3,820	93.6	39,300	27,600	11,700	10.3	104.8
静岡	1,740	91.6	28,000	8,260	19,700	16.1	102.2
愛知	1,390	92.1	40,500	7,000	33,500	29.1	106.9
三重	1,150	95.0	22,100	15,400	6,680	19.2	101.4
滋賀	380	88.4	14,000	3,390	10,600	36.8	100.0
京都	1,320	91.7	7,810	5,420	2,390	5.9	96.7
大阪	130	100.0	2,910	1,360	1,550	22.4	116.9
兵庫	9,800	96.1	51,000	33,200	17,800	5.2	103.7
奈良	250	92.6	1,760	850	910	7.0	92.2
和歌山	390	90.7	4,250	1,000	3,240	10.9	114.3
鳥取	6,900	88.8	27,400	19,200	8,200	4.0	95.1
島根	15,900	94.6	49,000	44,100	4,860	3.1	97.8
岡山	10,900	89.3	41,400	29,000	12,400	3.8	96.3
広島	10,700	92.2	39,600	32,300	7,280	3.7	95.4
山口	6,100	94.6	24,600	17,400	7,260	4.0	98.8
徳島	3,650	95.1	27,000	10,800	16,100	7.4	107.6
香川	3,800	94.5	28,200	20,500	7,710	7.4	103.7
愛媛	2,840	87.9	20,400	12,600	7,790	7.2	101.5
高知	2,090	96.8	8,560	6,780	1,780	4.1	94.9
福岡	1,330	89.3	26,200	5,710	20,500	19.7	106.5
佐賀	3,590	87.6	24,400	17,800	6,590	6.8	112.4
長崎	18,700	94.9	78,500	68,200	10,300	4.2	100.9
熊本	21,700	96.0	120,500	95,200	25,300	5.6	106.6
大分	12,700	91.4	63,000	55,100	7,940	5.0	105.4
宮崎	36,500	98.4	195,000	177,900	17,100	5.3	101.7
鹿児島	55,600	96.4	223,300	209,300	14,000	4.0	99.9
沖縄	5,160	85.6	29,400	28,900	520	5.7	91.3

注：肉用種とは、乳用種を除くすべての肉用牛をいう。



あ か 牛



No. 43

1979.7

目次

わが国肉用牛の最近の概要とあか牛	会長 堀 力	2
会報 登録規程改正 その他		4
あか牛の育種に関する試験設計について	熊本県畜試 主任研究員 吉村 征彌	32
あか牛一筋・肥育歴十年 無事故経営	群馬県 館林市農場 小林 茂	40
支部だより		45
報道通信 肉用牛統計 あか牛子牛市況		47

わが国肉用牛の 最近の概要とあか牛

会長 堀 力

あか牛を飼養されている全国の会員の皆さん、お元気ですか。暑中御見舞い申し上げます。

さて、最近のわが国の肉用牛飼養動向を見ますと、農林水産省発表の二月一日現在の数値では、飼養戸数は昨年より減少し約三十八万戸、飼養頭数は昨年より三〇増加し二百八万三千頭となっています。頭数の内六十二万九千頭が肉用向け乳用種となっていますので、肉専用種は百四十五万頭というわけです。これを肉用牛の品種別に見ますと、繁殖雌牛の頭数では、黒毛和種約七十二万頭、無角和種約二千二百頭、日

本短角種約三万千頭、そして褐毛和種が七万二千頭となっています。

一方牛肉の生産については、昨年（昭和五十三年）一年間で二十八万トン（部分肉）の生産があり、昭和五十二年度より一〇％上回っています。そして需要は家庭消費、加工用及び業務用共にかんがりの伸びがあり三十九万トン（部分肉）で、国内生産では賄い切れず不足する量は輸入肉で補ったわけです。従って、昭和五十三年度のわが国の牛肉自給率は約七十六％ですが、農林水産省の「長期見通し」でも昭和六十年年度まで生産増強に努力して自給率は八十一％がせい一杯と見込まれて、不足分は輸入に依存するという計画になっています。今年の上期の牛肉輸入枠は六万三千トンと発表されましたが、わが国に牛肉の大量買付を迫っていた濠州も、牛肉の国内価格が上り、輸出するとさらに値上りするという理由で全面的にわが国の輸入枠を受

け入れようとしていないもようです。このように、外国の牛肉は安いからどんどん輸入すれば良いという安易な考え方は相手国に対する依存度が高く、外国から市場支配され高い牛肉を買わざるを得なくなって、そして需給状態が不安定となり、その結果国内生産が崩壊し自給率が下って国民食生活に大きい影響を来すことになってしまいます。少くともわれわれの食べる牛肉の八十％は自給したいというのが農林水産省の計画であり、この計画に沿って生産を進めねばなりません。

ところで現在の国産牛肉の六十数％は乳おすを主体とした肉専用種以外のものが占めている点を認識し、今後の牛肉生産を考えて行かねばならないと思います。と申しますのは御承知のように、牛乳も生産過剰になって、米と同じように生産調整が行われている現状より見て、これから先の乳牛の肉に大きく依存するわけには

参らないと思えます。やはり国産牛肉は肉専用種が生産基盤をしっかりと担う必要を痛感しています。

私達の飼養している「あか牛」が、わが国の肉専用種の代表として堅実に発展して行くようにするため、全国一万六千戸の会員の皆様と共に悩み、共に喜びながら懸命に努力して参りたいと考えています。

会員各位の御協力と御精進をお願いすると共に、ますますの御発展をお祈り申し上げます。

○ 登録規程改正

昭和五十四年四月一日施行

かねて東西ブロック研究会等を通じて検討をお願いし、各位のご了承を得ていた登録規程の改正案が、総会の承認を受け、さらに正式に農林水産大臣の認可が得られたので、本年四月一日より全国一斉に実施することになった。

一、改正の動機と目的

登録規程は登録事業を推進するための憲法ともいふべきものであるが、従来の登録規程は昭和四十一年五月一日に登録制度を中心に全面改正されたものであるが（その後審査標準（別表1）、登録料金表（別表2）は数回部分改正されている）、十数年が経過した現在とその当時とでは一級登録と二級登録の比率にかなりの変化が生じており、制度そのものの見直しが必要になってきた。そこで今回の改正は登録区分の改正を中心に、産肉能力を加味した高等登録資格条件の一部追加、さらには血液型検査を雄の登録の

必要条件とするなど登録事業をより厳正に行ない、もって本種の改良促進を図ることを目的としたものである。

二、改正の要点

改正の主な内容は次の通りである。

登録牛の種別の改正・最近の登録成績をみると、一級登録が全体の七十六%にも達し、従来の一級、二級という登録区分だけでは飼育農家の改良意欲を高めるために十分とは言えない情勢になってきた。そこで今回の改正は、今までの一級登録クラスの中でも体型資質が特にすぐれ、審査得点が八十五点以上のいわばあか牛として理想体型に近いものを特級登録として区分することになったものである。次にこれまで七十五点未満のものは補助登記牛として登記されていたのが、今回の改正では補助登記は廃止することになった。いうまでもなくこのクラスのものには経済的価値が低いために改良面においては好ましくなく、登録上は選抜の対象から除外することを意図したものである。

高等登録資格条件の一部追加・雄牛の高等登録資格条件の中の繁殖成績について、従来一級登録牛一五頭以上生産したものとあったものを「特級登録牛又は一級登録牛を三〇頭以上」に改められた。これは近年人工授精の普及がほぼ一〇〇%に達し、一種雄牛当たりの種付頭数がかなりの

数になるために一応倍の数に改められたものである。又、産肉能力の重要性が以前から強く唱えられながらも、登録の制度上は反映されていなかったので、今回、種雄牛の高等登録資格条件の中に「産肉能力検定を受けその成績良好なもの」という条件を追加し、高等登録牛は産肉能力の点でもすぐれていることを強調することになった。

なお改正案の作成及び検討の段階では、高等登録牛の審査得点を八十三以上に引き上げるべきだとする意見も多く出されたが、高等登録牛は前に述べたように厳しい資格条件を通過してはじめて体格審査を受けるものであって、これを一気に八十三以上にすれば、現在の高等登録牛で八十三点以上が二〇％程度であることを考慮すると高等登録合格がなかなか容易でないことになり、得点の改正については今回は見送られた。

血液型検査の導入・優良なる正しい血統を保存普及することが登録事業の使命であることを考慮して、より正確な親子判定のために血液型検査を導入することになった。これはここ二・三年間農林水産省畜産試験場及び日本ホルスタイン登録協会の協力を得て実施した血液型の抜取調査の結果、依然として親子関係に疑わしいものが存在していることが判明したために、種付業務をより厳正に励行されるよう指導する一方、今回から雄の登録(種雄牛)に限って、

事前に血液型検査を受けることを義務付けることになったものである。血液型検査は家畜改良事業団において実施されるが、登録に付随する血液型検査は本会が一本の窓口となって申し込むことになっている。なお検査料は種雄牛の所有者又は管理者が負担することになっているのでご了承願いたい。

諸料金の改訂・本会では従来、登録登記料金等の改訂は会員である生産農家の負担軽減を考慮してできるだけ慎重に実施するという基本方針を貫いてきた。このことは各関係団体のなかでも最も低い料金大系を今日まで維持している。しかし諸物価の高騰はやや鎮静したとはいえないものの、経常費は年々増加し、収入額もここ数年の登録頭数の伸び悩みにより当初の収入目標を大きく下回るところまで落ち込んでいる。このことは当然事業費にしわ寄せを生じ、又冗費の節減に頼らざるを得なくなってきたが、事業の縮小は即協会の衰退にもつながり、また経費節減にもおのずから限度があることより、昭和五十三年度は予算面での不足額を積立金のとりくみにより穴埋めして急場をしのぎ、昭和五十四年度から料金改訂をお願いすることにしたものである。

改訂された料金体系は別表2(11頁)の通りであるが、増収分は協会の健全な運営と産肉能力の向上及び系統造成

を中心とした育種改良事業の強化に努め、また増産対策や普及活動にも一層力を入れることにしたい。

その他の改正点・・・以上の改正点の外、子牛登記業務を担当する支那審査委員が新たに設置され、さらに登録の所管区分や原簿の保管の問題については農林水産省の指導方針に沿って改正された。また合理的な字句の修正も同時に実施された。

新しい登録規程の全文は次の通りである。

日本あか牛登録協会登録規程

第一章 総 則

(目 的)

第一条 本会は、褐毛和牛の形質及び能力を改善し、その斉一性を高め、優良な産子を確保するため、この規程により登録を行う。

(登録の種類)

第二条 この規程による登録は、次の四種とする。

特級登録

一級登録

二級登録

高等登録

(特級登録、一級登録及び二級登録)

第三条 特級登録、一級登録及び二級登録は、次の条件のすべてを備えたものについて行う。

(一) 第五条の規定による子牛登記を受け、その証明書をもつもの(雄にあっては、公的機関が実施する血液型検査を受け、親子関係に矛盾がないことが証明されたものに限る。)

(二) 父母の繁殖成績が良好であるもの

(三) 生後一六カ月以上において、別表1の審査標準により審査の結果、特級は八十五点以上、一級は八十点以上、二級は七十五点以上を得点したもの

(高等登録)

第四条 高等登録は、登録牛であって、次の条件のすべてを備えたものについて行う。

(一) 父母、祖父母ともに登録牛であるもの

(二) 本牛の産子及び父母、祖父母の産子中に別に定めるところによる遺伝的異常形質が出現していないもの

(三) 雌にあっては、その産子に特級登録牛又は一級登録牛を2頭以上生産し、かつ、各産後一二月以上にわたって不受胎でなく、その産歴の中に2回以上の流産又は死産がないもの

四 雄にあっては、その産子に特級登録牛又は一級登録を三十頭以上生産し、別に定めるところによる産肉能力検定の成績が良好なもの

五 高等登録審査の際に、別表一の審査標準により審査の結果、八十点以上を得点したもの

(子牛登記)

第五条 第二条の登録を行うための補助手段として、子牛登記を行う。

二、子牛登記は、登録牛の間に生産された子牛で、別表一の審査標準により失格と認められた以外の子牛について行う。

(登録及び子牛登記の所管区分)

第六条 登録及び子牛登記は、本会本部が行う。ただし、子牛登記については、本会本部が行うことを妨げない。

(審査標準及び審査細則)

第七条 登録及び子牛登記についての審査標準は別表一のとおりとし、その他審査実施の細部に関する細則は別に定める。

(審査標準の改正)

第八条 会長は、審査標準の改正に当って、中央審査委員会に諮問してその改正案を作成し、公聴会の検討を経た上で理事会の承認を得てこれを改正する。

(審査委員)

第九条 中央審査委員は、会長が本会職員及び学識経験者の中から適任者を選んで任命し又は委嘱す。

二、地方審査委員は、会長が支部長の推薦により委嘱し、又は本会職員の中から適任者を選んで任命する。

三、支部審査委員は、会長が支部長の推薦により委嘱する。

第二章 登録及び子牛登記の

申込み並びに審査

(特級登録、一級登録及び二級登録の申込み)

第十条 特級登録、一級登録及び二級登録を受けようとする者は、第一号様式の申込書に所要の事項を記入し、子牛登記証明書を添えて本会に申し込まなければならない。

(高等登録の申込み)

第十一条 高等登録を受けようとする者は第二号様式の申込書に所要の事項を記入し、登録証明書及び第三号様式の繁殖成績書を添えて本会に申し込まなければならない。

(子牛登記の申込み)

第十二条 子牛登記を受けようとする者は、本会が行う子牛検査の際に、指定の検査場に子牛を入場させて、第四号様式の子牛生産届、母牛の登録証明書及び種付証明書(人工授精証明書を含む。)を審査委員に提出し、その旨を申し出るものとする。

(異性の複数産子の雌の申込み)

第十三条 異性の複数産子の雌については、当該牛が生後

三〇カ月までの間に受胎又は分娩した後でなければ登録の申込みを受理しない。

(申込月齢)

第十四条 特級登録、一級登録及び二級登録にあっては生

後三〇カ月までに、子牛登記にあっては哺乳中(生後六カ月まで)に申し込まなければならぬ。ただし、登録又は子牛登記を受けようとする者が、やむを得ない理由があることを明らかにしたときは、この限りでない。

(審査)

第十五条 登録及び子牛登記についての審査は、本会が任

命し又は委嘱した審査委員2名以上で行う。

二、高等登録の審査は、本会が派遣する中央審査委員の立会いにより、これを行う。

三、審査は、あらかじめ期日及び場所を定めて行うものとする。

(審査成績の報告)

第十六条 審査委員が登録の審査を終了したときは、第五号様式の審査成績報告書を本会に提出するものとする。

二、審査成績報告書は、審査後四カ月以内に提出しなければならない。

第三章 登録及び子牛登記の事務

(登録及び子牛登記の原簿)

第十七条 登録及び子牛登記は、第六号様式から第十号様式までの原簿に登録して行う。

二、登録原簿及び子牛登記原簿は本会本部において保管する。ただし、子牛登記原簿は本会支部に保管することを妨げない。

三、牛の番号は、雌の場合はひらがなを、雄の場合は漢字を用いるものとする。

四、登録及び子牛登記に際し必要があるときは、牛の番号を変更することができる。

(登録及び子牛登記の記号)

第十八条 登録又は子牛登記した牛には、登録及び子牛登記の種別に次の記号を付して性別に一連番号をつけるものとする。ただし、〇印には二級登録にあっては所属都道府県名略字を、子牛登記にあっては郡名又は地域名略字を記入する。

種別	記号
特級登録	特級
一級登録	一級
二級登録	二級
高等登録	高級
子牛登記	子〇

二、子牛登記番号は、年度ごとに更新するものとする。

三、複数産子の子牛登記においては、同性、異性の別を明記し、同性にあつては、連番で登記し、異性にあつては、他の子牛の記号番号をかつこ内に併記するものとする。

(証明書等の交付)

第十九条 特級登録牛には、第一号ひな形のらく印を右角(右角のないものは左角)に押し、第十一号様式の特級登録証明書を申込者に交付する。

二、一級登録牛には、第二号ひな形のらく印を前項に準じて押し、第十二号様式の一級登録証明書を申込者に交付する。

三、二級登録牛には、第三号ひな形のらく印を第一項に準じて押し、第十三号様式の二級登録証明書を申込者に交付する。

四、高等登録牛には、第四号ひな形の額章及び第十四号様式的高等登録証明書を申込者に交付する。

五、子牛登記牛には第十五号様式の子牛登記証明書を申込者に交付する。ただし、異性の複数産子の雌にあつては、登録資格証印の下部にその旨を明記する。

(登録の登載)

第二十条 登録した牛は、本会発行の登録簿にこれを登載する。

(登録及び子牛登記の取消し)

第二一条 登録又は子牛登記に関し虚偽又は不正の行為があると認められたときは、その登録又は子牛登記を取り消し、その証明書を回収するとともに、登録原簿からまっ消し、本会発行の機関誌にその旨を掲載する。

(登録及び子牛登記の訂正)

第二二条 登録又は子牛登記について誤りを発見したときは、その登録又は子牛登記を訂正する。ただし訂正し得ないものについては、前条に準じて取り扱うものとする。

二、高等登録となつた後にその産子に第五条第二項に示す異常形質のものが出現したときは、その高等登録を取り消し、その証明書及び額章を回収するとともに、登録原簿からまっ消し、本会発行の機関誌にその旨を掲載する。

(子牛生産の届出義務)

第二三条 登録牛が出産(流産、死産及び奇形等の異常出産の場合を含む。)したときは、その所有者は第四号様式の子牛生産届に所要の事項を記入し、本会に届け出なければならぬ。

(へい死等の届出義務)

第二四条 登録牛又は子牛登記牛がへい死又はと殺若しくはと殺処分されたときは、その所有者又は管理者は、遅滞なく廃用の区分及び年月日を記載した理由書にその登

録又は子牛登記の証明書を添えて本会に届け出なければならぬ。

(証明書の返納義務)

第二五条 子牛登記証明書は、当該牛が特級登録、一級登録又は二級登録を受けたときは、これを本会に近納しなければならぬ。

(移動証明)

第二六条 登録牛又は子牛登記牛を譲受したとき、又は相続によりこれを取得したときは、譲受人又は相続人は第十六号様式の移動証明申込書に所要の事項を記入し、その登録又は子牛登記の証明書を添えて、移動証明を受けなければならぬ。

(証明書の書換え及び再交付)

第二七条 登録又は子牛登記の証明書を汚損したときは、第十七号様式の書換申込書に所要の事項を記入し、その証明書を添えて本会に提出し書換えを受けることができる。

二、登録又は子牛登記の証明書を亡失したときは、第十七号様式の再交付申込書に所要の事項を記入し、その理由書と審査委員の現牛確認証明書を添えて本会に提出し、本会が調査の上、事情がやむを得ないと認めた場合は、前項に準じて再交付を受けることができる。

三、再交付の登録又は子牛登記の証明書には、その右上に「再交付」の文字を朱印し、再交付年月日を付記するものとし、その再交付によって原証明書は効力を失う。

(登録等の料金)

第二八条 登録等に関する料金は、別表2のとおりとし、審査に合格したとき納付するものとする。

二、既に納付した料金は、原則としてこれを返還しない。

第四章 雑 則

(支部の報告義務)

第二九条 支部は、毎年三月末までに翌年度における事業計画書及び収支予算書を、四月末までに前年度における事業成績書及び収支決算書を本会本部に提出しなければならない。

(書類の経由)

第三十条 この規程により本会に提出する書類は、支部を経由するものとする。ただし、支部のない地域にあっては本会本部に直接提出する。

附 則

一、この変更後の規程は昭和五十四年四月一日から施行する。

二、この規程の変更の際現に存在する補助登記牛から生産された子牛については、変更前の規程第七条の規定はなお効力を有する。

別表1 審査標準（省略）

種別	単位	料金	摘要
(1) 高等登録料	雄	1頭につき 12,000円	会員外の登録等の料金は、それぞれの料金の倍額とする。
	雌	1頭につき 6,000円	
(2) 特級登録料	雄	1頭につき 10,000円	
	雌	1頭につき 5,000円	
(3) 1級登録料	雄	1頭につき 8,000円	
	雌	1頭につき 4,000円	
(4) 2級登録料	雄	1頭につき 6,000円	
	雌	1頭につき 3,000円	
(5) 子牛登記料	1頭につき	1,200円	
(6) 移動証明料	1件につき	300円	
(7) 証明書書換手数料	1件につき	300円	
(8) 証明書再交付手数料	1件につき	1,000円	
(9) 月齢超過料	1頭につき	1,000円	
備考 月齢超過料とは、生後36カ月以上で特級登録、1級登録又は2級登録の審査を受けるものの料金をいう。			

○ 地方競馬全国協会補助事業監査

一月十七日午後一時より本会事務局において地方競馬全国協会補助事業（昭和五十一年度、五十二年度分）についての監査が実施された。当日は全国協会より植松考査室長、本橋主査が来会、綿密なる監査の結果、無事終了した。

○ 「雌牛の正常発育曲線」を改訂

従来の雌牛発育曲線は昭和三十七年に当時の牛の測定値を基に作製され、その後一部の部位については若干修正されているものの、十数年が経過した現在では改良の進展に伴う体型や発育の変化により、実牛に適合できない面も生じるに至ってきた。そこで本会では、昭和五十三年度の事業として地方競馬全国協会の助成を受けてこの改訂を計画、熊本県支部及び各郡支部の協力を得て測定資料の収集に当たり、具体的な発育曲線製作作業は佐賀大学農学部畜産学教室に委託し、このほど「あか牛（雌牛）の正常発育曲線」として完成したものである。

新発育曲線については、初期の発育が従来のものに比べて著しく良くなっていること、体積を構成する部位が大きくなっていることが目立っている。

○ 定期監査会

四月十九日午前十時より本会事務局において定期監査会を開催した。当日は北里、増本、緒方の全監事が出席され、昭和五十三年度事業成績及び収支決算、関係書類諸帳簿の整理状況、その他会務運営全般について監査の結果、無事終了した。

○ 登録推進協議会・中央審査委員会合同会議

五月二日午前十時より熊本市千葉城町熊本厚生年金会館において、登録推進協議会及び中央審査委員会の合同会議を開催した。今回の開催は、五月十四・十五日開催の理事会並びに通常総会に執行部より提案する諸議案の内容等について委員各位の意見を拝聴することが目的であったが、出席された各委員から活発な意見が出され、午後五時閉会した。

当日の協議事項及び出席者は次の通り。
(協議事項・報告事項)

- 一、昭和五十三年度事業成績
- 二、昭和五十四年度事業計画、予算案
- 三、改良増殖専門委員会設置について

四、審査委員任用委嘱内規について

五、産内能力検定委員会の設置について

六、審査細則の一部改正について

(出席者)

登録推進協議会委員……西山 隆、佐々木毅夫、西岡実、

吉広重信、城 光宣、松永一則、本田 一、田代幸助、

下村昭久、工藤益雄、吉田国徳、

中央審査委員……黒肥地一郎、古賀 脩、岡本 悟、

小池久典、大川広衛、河津幸喜、寺本一人、秦 定、

岩栄忠一、工藤四朗、

本会……堀 力、松川昭義、児玉一宏、

本会熊本県支部……吉永民雄、山崎政治、

○ 理事会

五月十四日午後三時より熊本市千葉城町熊本厚生年金会館において理事会を開催。昭和五十四年度通常総会に提案する議案六件について審議、いずれも原案可決した後、左記の議案について審議の結果、原案を一部修正して承認可決した。

- 一、改良増殖専門委員会規程案
- 二、審査委員任用委嘱内規案

- 三、産肉能力検定委員会規程案
- 四、産肉性保証種雄牛規程案
- 五、特別功労牛表彰規程の一部改正案
- 六、経理取扱規程の一部改正案
- 七、職員服務規程の一部改正案
- 八、職員給与規程の一部改正案
- 九、役員旅費支給規程の一部改正案

○ 昭和五十四年度通常総会

五月十五日午前十時より、熊本市桜町熊本市市民会館において昭和五十四年度通常総会を開催。各県関係者をはじめ、農林水産省九州農政同生産流通部長（代理）、熊本県知事代理（原田農政部長）など多数の来賓出席のもとに、左記の議案について審議、いずれも原案通り承認可決して正午過ぎ閉会、散会した。

- 一、昭和五十三年度一般会計収支補正予算案
- 二、昭和五十三年度事業成績及び収支決算報告
- 三、昭和五十三年度決算剰余金処分案
- 四、借入金の最高限度額決定に関する件
- 五、昭和五十四年度事業計画及び収支予算案
- 六、役員の改選に関する件

○ 役員改選結果

昭和五十四年度通常総会において役員改選の結果、理事に重任一〇名、新任八名がそれぞれ選任され、互選の結果左記の通り会長、副会長、常務理事が決定した。
なお監事については、任期をなお二年残していたが、改選期をそろえるという意味で全員辞任され、そのまま再選された。

会長理事	堀 力	(学識経験者)
副会長理事	澤田治男	(学識経験者)
常務理事	山部龍三	(熊本県)
同	河津幸喜	(学識経験者)
理事	今村 来	(熊本県)
同	小林友寿	(長崎県)
同	松野政吉	(北海道)
同	加藤義孝	(秋田県)
同	成田広造	(秋田県)
同	野口勝次郎	(群馬県)
同	城 光宣	(熊本県)
同	市川昭吉	(熊本県)
同	佐藤平安	(秋田県)
同	佐藤鉄山	(宮城県)

同	高田昭二郎 (熊本県)
同	国武 博 (熊本県)
同	上田広喜 (熊本県)
同	帆保義信 (熊本県)
監事	北里達之助 (熊本県)
同	増本健一 (熊本県)
同	緒方清臣 (熊本県)

昭和五十三年事業成績

一、要旨

五十三年度のわが国内用牛界は、長びく不況からようやく脱出を見せ始めた産業界にあって、日米農産物交渉に見られるような輸入拡大をせまる外庄及び小売価格の値下げを求める消費者側の内庄など厳しい経済環境の中にたたされた。

しかし、景気の回復がしだいに進むに伴って、それまで買い控え傾向にあった牛肉需要は、他の一般消費支出をはるかに上回る伸びを示し、それにささえられて枝肉価格、子牛価格も堅調に推移し、その結果、農家経営も安定化の

方向に向って幾分落着を取り戻してきている。

一方、生産面においては、大家畜の特殊性もあって短期間に大幅な増産を期待することは難しく、減少傾向はなお続いており、今後いかにしてこの減少傾向を食い止め増産に結びつけるかが当面の課題である。

このような情勢のもとで本会の事業は推進された。以下の各項はその成績の概要である。

二、事業成績

(一) 登録事業

本年度の登録事業は、前年度からの低調ムードを引き継いでスタートし登録頭数のかなりの落ち込みが憂慮されたが、年度後半にはいり子牛価格の好転も幸いして幾分回復し、所によつては前年を上回る支部も現われた。しかし全体的には前年度実績をやや下回る結果になった。

登録種類ごとの対前年比は高等登録八七・五%、一級登録一〇九%、二級登録八〇%、補助登記八二%、子牛登記九四%となり、内容的に一級登録が伸び二級登録以下が減少している事実は、改良の進行による体型の整備と質的向上をうかがうことができる。

各道県別成績は次の通りである。

計	大分	熊本	対馬	長崎	福岡	長野	群馬	福島	宮城	秋田	北海道	高等登録
(一三三)		一〇〇								三		
(三六三)	四	三九七	三六	一一			六		一〇	三〇〇	一五	一級登録
(一三六)	一六	七四	六				一一		一〇	七	一一〇	二級登録
(六)		三	一							〇	九	補助登記
(三〇〇)	五〇	二七一	二五	三			五		一六	二〇	四	子牛登記
(三六七)	六五〇	三二五〇	八〇	一六	〇	〇	六	〇	一八	二二五	六〇九	計

() 内数字は前年度の登録登記件数

(二) 会員の状況

本年度の各道県別会員数は下記の通りである。

道県別	本年度会員数	道県別	本年度会員数
北海道	一七八名	福岡	〇名
秋田	一、一六九	長崎	九六
宮城	一〇四	対馬	三六八
福島	二	熊本	一四、四八九
群馬	四一	大分	三〇六
長野	〇	合計	一六、七五三

(三) 諸会議の開催

- 定期監査 昭和五十三年四月十四日(本会事務局)
- 理事会 同 五月八日(熊本市)
- 同 同 十月三十日(熊本市)
- 通常総会 同 五月九日(熊本市)
- 臨時総会 同 十月三十一日(熊本市)
- 登録推進協議会 同 四月十九日(熊本市)
- 小委員会 同

(四) 審査委員会の開催

- 中央審査委員会 昭和五十三年六月十五日(熊本県人吉市)
- 同 同 十一月二十二日(同 高森町)

(五) 研究会講習会の開催

東日本ブロック研究会 昭和五十三年八月四～五日

(秋田県阿仁町)

西日本ブロック研究会 同 十二月二十二～二十三日

(熊本県一の宮町)

あか牛系統造成推進委員会 七月二十一日(熊本市)

このほか長崎県支部登録研究会に講師を派遣し指導した。

(六) あか牛系統造成推進事業

本年度においては熊本県内の主要改良地域を中心に、系統造成推進委員会を設置して、基礎雌牛群の一斉調査、交配する種雄牛の検討を行った。

(七) 肉質追跡調査

前年度に引き続き、現場検定牛を中心に肉質の追跡調査を実施した。

(八) 血液型調査

本年度内に登録受審した種雄牛二頭及びその他二組の親子判定を家畜改良事業団に依頼して実施した。

(九) 雌牛の発育曲線改訂(補助事業)

地方競馬全国協会の補助事業として本年度は雌牛の発育曲線改訂と取り組み、改訂版を刊行し関係先に配布した。

(十) 刊行事業

登録簿第二十二巻、機関誌「あか牛」第四十一号、四十二号及び会報「あか牛だより」を刊行して、それぞれ全国の関係者、関係先に配(頒)布した。

(十一) 表彰事業

1. 優秀牛の表彰

左記の各種共進会に対し、それぞれ副賞を贈呈して上位入賞の優秀牛を表彰した。

北海道総合畜産共進会

北海道道南畜産共進会

秋田県畜産共進会

秋田県枝肉共励会

宮城県仙台牛共進会

群馬県肉牛共進会

静岡県畜産共進会

福岡県肉畜共進会

長崎県枝肉共進会

熊本県肉畜共励会

熊本県内各郡畜産共進会

2. 特別功勞牛の表彰

左記の条件に該当するものを特別功勞牛として表彰した。
ア、現存する登録牛で一〇頭以上生産し、改良増殖に貢献したものを。

イ、一級登録牛五頭以上生産し、改良増殖に貢献したものを。

三、役員異動

(一) 役員異動

岡本正幹会長死去 (昭和五十三年七月十三日)

河津寅雄副会長長辞任 (昭和五十四年一月二十日)

堀力会長就任 (昭和五十三年十月三十一日)

(二) 職員異動

タイピスト (兼書記) 一名採用 (昭和五十三年

九月一日付)

昭和53年度収支決算報告書

昭和53年4月 1日より

昭和54年3月31日まで

1. 収入総額 52,512,834円
2. 支出総額 51,265,651円

収入の部						
科目			決算額	予算額	比較増減	摘要
款	項	目				
1. 会費			8,716,500 ^円	8,750,000 ^円	△ 33,500 ^円	
	1. 会費		8,716,500	8,750,000	△ 33,500	
		1. 会費	8,716,500	8,750,000	△ 33,500	53年度会費 500円の16,412名 過年度会費 500円の1,021名

2.登録料			37,721,800	40,125,000	△2,403,200	
	1.登録料		37,721,800	40,125,000	△2,403,200	
		1.高登録料	665,000	800,000	△ 135,000	5,000円の 133件
		2.1級料	11,292,000	10,500,000	792,000	3,000円の3,764件
		3.2級料	2,220,000	3,000,000	△ 780,000	2,000円の1,110件
		4.補助料	12,500	25,000	△ 12,500	500円の 25件
		5.月過料	203,500	200,000	3,500	
		6.子登記	23,328,800	25,600,000	△2,271,200	800円の29,161件
3.証明料			595,000	350,300	244,700	
	1.証明料		595,000	350,300	244,700	
		1.移証明料	558,000	300,000	258,000	300円の1,860件
		2.再交付料	37,000	50,000	△ 13,000	1,000円の 37件
		3.書換料	0	0	△ 300	
4.雑収入			570,854	501,000	69,854	
	1.雑収入		570,854	501,000	69,854	
		1.雑収入	143,354	200,000	△ 56,646	預金利息、その他
		2.刊行物代	427,500	300,000	127,500	登録簿、機関誌 発行曲線頒布代
		3.寄付金	0	1,000	△ 1,000	
5.助成金			980,000	980,000	0	
	1.助成金		980,000	980,000	0	
		1.助成金	980,000	980,000	0	地方競馬全国協会 補助金
6.繰入金			1,015,462	1,015,462	0	
	1.繰入金		1,015,462	1,015,462	0	
		1.繰入金	1,015,462	1,015,462	0	特別積立金のとり くずし
7.繰越金			2,913,218	2,913,218	0	
	1.繰越金		2,913,218	2,913,218	0	
		1.繰越金	2,913,218	2,913,218	0	前年度よりの繰越 金
合 計			52,512,834	54,634,980	△ 2,122,146	

支 出 の 部						
科 目			決 算 額	予 算 額	比 較 増 減	摘 要
款	項	目				
1.事務費			9,297,697 ^円	9,520,000 ^円	△ 222,303 ^円	
	1.役員費		1,628,010	1,800,000	△ 171,990	
		1.報 酬	575,000	700,000	△ 125,000	理事監事報酬
		2.役員旅費	1,053,010	1,100,000	△ 46,990	
	2.職員費		6,678,287	6,700,000	△ 21,713	
		1.俸 給	4,086,000	4,120,000	△ 34,000	職員 3名、12カ月分
		2.諸 手 当	2,106,590	2,050,000	56,590	賞与、諸 手 当
		3.旅 費	47,278	100,000	△ 52,722	
		4.厚 生 費	438,419	430,000	8,419	年金保険の事業主負担分
	3.需要費		991,400	1,020,000	△ 28,600	
		1.備 品 費	0	100,000	△ 100,000	
		2.消耗品費	95,610	120,000	△ 24,390	事務用品代
		3.通 信 運 搬 費	507,050	450,000	57,050	郵便、電話料
		4.印 刷 費	226,600	150,000	76,600	諸用紙印刷費
		5.雑 費	162,140	200,000	△ 37,860	
2.会議費			1,319,291	1,350,000	△ 30,709	
	1.会議費		1,319,291	1,350,000	△ 30,709	
		1.役員会費	258,010	250,000	8,010	監査会、理事会
		2.総 会 総 代 会 費	482,216	400,000	82,216	
		3.総 代 旅 費	579,065	700,000	△ 120,935	総代旅費
3.事業費			38,609,943	41,675,300	△3,065,357	
	1.登 録 事 業 費		1,160,616	1,200,000	△ 39,384	
		1.審 査 費	152,866	300,000	△ 147,134	審査旅費、その他
		2.証 明 書 発 行 費	495,400	400,000	95,400	登録証明書、申込書代、高等登録額章代
		3.審 査 委 員 協 費 及 議 会 費	512,350	500,000	12,350	中央審査委員会、登録推進協議会小委員会費

2. 改善事業費			356,340	500,000	△ 143,660	
	1. 系統造成費		287,180	300,000	△ 12,820	
	2. 肉質追跡調査費		42,920	100,000	△ 57,080	
	3. 血液型検査推進費		3,040	50,000	△ 46,960	
	4. 改善調査費		23,200	50,000	△ 26,800	
3. 普及事業費			1,438,851	1,500,000	△ 61,149	
	1. ブロック研究会費		679,131	700,000	△ 20,869	東西ブロック研究会
	2. 普及推進費		497,610	500,000	△ 2,390	
	3. 研究会費		39,040	100,000	△ 60,960	
	4. 講習会費					
	4. 宣伝費		223,070	200,000	23,070	
4. 組織対策費			303,750	350,000	△ 46,250	
	1. 支部連絡指導費		23,200	100,000	△ 76,800	
	2. 中央連絡業務費		280,550	250,000	30,550	
5. 交付金			32,849,100	35,615,300	△ 2,766,200	
	1. 会費交付金		1,743,300	1,750,000	△ 6,700	
	2. 登録料交付金		30,680,500	33,615,000	△ 2,934,500	配分割合に応じて各県支部へ交付
	3. 手数料交付金		425,300	250,300	175,000	
6. 刊行事業費			1,225,000	1,230,000	△ 5,000	
	1. 登録簿費		396,000	400,000	△ 4,000	
	2. 機関誌費		549,000	550,000	△ 1,000	印刷、製本代
	3. 発行報費		280,000	280,000	0	
7. 褒賞費			295,790	300,000	△ 4,210	
	1. 褒賞費		295,790	300,000	△ 4,210	賞状、副賞代
8. 補助事業費			980,496	980,000	496	
	1. 育成曲線改訂費		980,496	980,000	496	地全協補助事業
4. 諸支出金			1,238,720	1,267,000	△ 28,280	
	1. 負担金		237,000	237,000	0	

		1.負担金	237,000	237,000	0	中 畜 12万円 肉用牛協会10万円 登録中央協議会 1万7千円
	2.事務所 費		275,250	300,000	△ 24,750	
		1.事務所費	275,250	300,000	△ 24,750	賃借料及び維持費
	3.雑 費		726,470	730,000	△ 3,530	
		1.雑 費	726,470	730,000	△ 3,530	法人住民税 慶弔費、その他
5.積立金			800,000	800,000	0	
	1.積立金		800,000	800,000	0	
		職員退職 1.給 積 立 金	800,000	800,000	0	
6.予備費			0	22,680	△ 22,680	
	1.予備費		0	22,680	△ 22,680	
		1.予 備 費	0	22,680	△ 22,680	
合 計			51,265,651	54,634,980	△3,369,329	
<p>決算剰余金 1,247,183円は 次年度一般会計へ繰り越し</p>						

昭和五十四年度事業計画

景気回復がしだいに進行する中で、前年度においてその危機的状態から一応脱出に成功したわが国内用牛界は、各種振興策の展開や枝肉価格の安定及び子牛価格の上昇ムード等にささえられて、情勢は幾分好転に向かっている。

本会としてもこれを契機に登録事業の強力な推進を図る一方、系統造成事業を中心とする育種改良や生産拡大のため増殖事業にも一層力を入れていきたい。その対策として、新たに「改良増殖専門委員会」を設置し、改良増殖問題について幅広い事業推進を図ることにはしたい。

本年度の主な事業内容は次の通りである。

一、会員数

本年度は、一六、〇〇〇名の会員確保を目標にした。

二、登録事業

(一)、登録規程の改正により、本年度から新しい制度に基づいて登録事業を推進したい。登録種別ごとの目標頭数は次の通りである。(かっこ内は前年度実績)

高等登録 一六〇頭 (一三三頭)

特級登録 三〇頭 (〇頭)

一級登録 三、九〇〇頭 (三、八五三頭)

二級登録 一、二〇〇頭 (一、二一六頭)

子牛登記 三二、〇〇〇頭 (三〇、八〇二頭)

(二)、前年度において雌牛の正常発育曲線が改訂されたので、審査細則の取扱を検討したい。

又、放牧牛の取扱についても資料を収集すると共に検討したい。

三、改良事業

(一)、系統造成推進事業

前年度からの継続事業として本年度も優良遺伝形質の固定化のため系統造成事業と積極的に取り組むたい。特に本年度から新たに始まる集団育種推進事業に対しても積極的に協力したい。

(二)、肉質追跡調査

前年度に引き続き産肉性向上推進事業を中心に肉質調査を実施したい。

(三)、血液型調査

種雄牛の登録を受審するものについては全頭、並びに系統造成事業に係わる基礎雌牛及びその産子についても積極的に血液型調査を実施したい。

四、普及事業

(一)、東西ブロック研究会の開催

本年度の東日本ブロック研究会は宮城県において、又西日本ブロック研究会は長崎県対馬においてそれぞれ開催の予定である。

(二)、巡回指導

各県支部に対する巡回指導には積極的に取り組み、末端会員に対するきめ細かい指導を実施したい。

(三)、あか牛の普及活動については積極的に取り組みPRの効果をあげたい。

五、組織対策

組織対策については前年同様に取り組み、組織の強化と指導に努めたい。

六、刊行事業

登録簿、機関誌「あか牛」、会報「あか牛だより」の発行は前年同様実施したい。

七、表彰事業

(一)、優秀牛の表彰

畜産共進会における上位入賞の優秀牛の表彰は前年同様

実施したい。

(二)、特別功労牛の表彰

登録牛で一〇頭以上生産し、又は一級登録牛以上を五頭以上生産したものを特別功労牛として表彰したい。

八、補助事業

地方競馬全国協会の補助事業として、本年度は次の事業を実施することにし、それぞれ申請中である。

(一)、あか牛経済能力調査事業

(二)、主要改良地域における育種グループ育成事業

(三)、登録原簿のマイクロフィルム化事業

昭和 5 4 年度収支予算

昭和 5 4 年 4 月 1 日より

昭和 5 5 年 3 月 3 1 日まで

1. 収入総額 80,591,483円

2. 支出総額 80,591,483円

収 入 の 部						
科 目			本年度	前年度	比較増減	摘 要
款	項	目	予算額	予算額		
1.会費			16,000.000 ^円	8,750.000 ^円	7,250.000 ^円	
	1.会費		16,000.000	8,750.000	7,250.000	
		1.会費	16,000.000	8,750.000	7,250.000	1,000円の16,000名
2.登録料			58,910.000	40,125.000	18,785.000	
	1.登録料		58,910.000	40,125.000	18,785.000	
		1.高登録料	960.000	800.000	160.000	6,000円の 160件
		2.特登録料	150.000	0	150.000	5,000円の 30件
		3.1登録料	15,600.000	10,500.000	5,100.000	4,000円の 3,900件
		4.2登録料	3,600.000	3,000.000	600.000	3,000円の 1,200件
		5.補登記助料	0	25,000	△ 25,000	
		6.月超過齢料	200.000	200.000	0	1,000円の 200件
		7.子登記牛料	38,400.000	25,600.000	12,800.000	1,200円の32,000件
3.証明料			350.300	350.300	0	
	1.証明料		350.300	350.300	0	
		1.移証明料	300.000	300.000	0	300円の 1,000件
		2.再交付料	50.000	50.000	0	1,000円の 50件
		3.書換料	300	300	0	300円の 1件
4.雑収入			501.000	501.000	0	
	1.雑収入		501.000	501.000	0	

		1.雑収入	200,000	200,000	0	預金利息その他
		2.刊行物代 頒布	300,000	300,000	0	刊行物実費頒布代
		3.寄付金	1,000	1,000	0	
5.助成金			3,583,000	980,000	2,603,000	
	1.助成金		3,583,000	980,000	2,603,000	
		1.助成金	3,583,000	980,000	2,603,000	地方競馬全国協会 補助金
6.繰入金			0	1,015,462	△1,015,462	
	1.繰入金		0	1,015,462	△1,015,462	
		1.繰入金	0	1,015,462	△1,015,462	
7.繰越金			1,247,183	2,913,218	△1,666,035	
	1.繰越金		1,247,183	2,913,218	△1,666,035	
		1.繰越金	1,247,183	2,913,218	△1,666,035	前年度よりの繰越 金
合 計			80,591,483	54,634,980	25,956,503	

支 出 の 部						
科 目			本 年 度	前 年 度	比 較 増 減	摘 要
款	項	目	予 算 額	予 算 額		
1.管理			14,887,000 ^円	12,137,000 ^円	2,750,000 ^円	
	1.事務費					
		1.人件費	11,350,000	8,500,000	2,850,000	
		1.役員報酬	1,400,000	700,000	700,000	理事、監事報酬
		2.職員給料	4,800,000	4,120,000	680,000	専任3名12カ月分
		3.諸手当	3,200,000	2,050,000	1,150,000	賞与、諸手当
		4.厚生費	550,000	430,000	120,000	年金、保険の事業 主負担分
		5.旅 費	1,400,000	1,200,000	200,000	役職員旅費
	2.事務費		2,387,000	2,287,000	100,000	
		1.備品費	300,000	100,000	200,000	備品購入代
		2.消耗品費	150,000	120,000	30,000	事務用品購入代

		3. 通 信 運 搬 費	500.000	450.000	50.000	郵便、電話料
		4. 印 刷 費	250.000	150.000	100.000	諸用紙印刷代
		5. 事 務 所 費	300.000	300.000	0	賃借料及、維持費
		6. 負 担 金	287.000	237.000	50.000	肉用牛協会 15万 中畜 12万 登録中央協議会 1.7万
		7. 雑 費	600.000	930.000	△ 330.000	法人住民税 慶弔費、その他
	3. 会 議 費		1,150.000	1,350.000	△ 200.000	
		1. 役 員 会 費	200.000	250.000	△ 50.000	監査会、理事会費
		2. 総 会 総 代 費	250.000	400.000	△ 150.000	
		3. 総 代 会 費 旅 費	700.000	700.000	0	総代旅費
	2. 事 業 費		11,433,000	6,060,000	5,373,000	
		1. 登 録 事 業 費	1,900.000	1,200.000	700.000	
		1. 審 査 費	300.000	300.000	0	審査旅費他
		2. 証 明 書 発 行 費	700.000	400.000	300.000	登録証明書 高等登録額章代
		3. 審 査 委 員 会 費 及 専 門 委 員 会 費	600.000	500.000	100.000	中央審査委員会及 改良増殖専門委員 会費
		4. 賃 金	300.000	0	300.000	
	2. 改 良 事 業 費		1,400.000	500.000	900.000	
		1. 系 統 推 進 費	1,000.000	300.000	700.000	
		2. 肉 質 追 跡 調 査 費	200.000	100.000	100.000	
		3. 血 液 型 検 査 推 進 費	100.000	50.000	50.000	
		4. 改 調 査 費	100.000	50.000	50.000	
	3. 普 及 事 業 費		2,000.000	1,500.000	500.000	
		1. ブ ロ ッ ク 研 究 会 費	1,000.000	700.000	300.000	東西ブロック研究 会費
		2. 普 推 進 費	500.000	500.000	0	
		3. 研 究 会 費 及 講 習 会 費	200.000	100.000	100.000	
		4. 宣 伝 費 及 食 糧 費	300.000	200.000	100.000	
	4. 組 織 対 策 費		800.000	350.000	450.000	
		1. 支 部 連 絡 指 導 費	400.000	100.000	300.000	

		2. 中央連絡 中業務	400,000	250,000	150,000	
	5. 刊行 事業費		1,350,000	1,230,000	120,000	
		1. 登刊録簿 行関行費	450,000	400,000	50,000	
		2. 機関誌 刊行費	600,000	550,000	50,000	印刷製本代
		3. 会行報 発費	300,000	280,000	20,000	
	6. 褒賞費		400,000	300,000	100,000	
		1. 褒賞費	400,000	300,000	100,000	賞状、副賞代
	7. 補助 事業費		3,583,000	980,000	2,603,000	
		1. 育種 グループ 育成費	1,426,000	0	1,426,000	
		2. 経済性 調査費	1,117,000	0	1,117,000	
		3. 登録原簿 マイクロフ イルム費	1,040,000	0	1,040,000	
		4. 育種 改訂費	0	980,000	△ 980,000	
	3. 交付金		50,205,300	35,615,300	14,590,000	
	1. 支 交付金		50,205,300	35,615,300	14,590,000	
		1. 会費部 支交付金	3,200,000	1,750,000	1,450,000	配分割合に応じて
		2. 登録料部 支交付金	46,755,000	33,615,000	12,940,000	各県支部へ交付
		3. 手数料部 支交付金	250,300	250,300	0	
	4. 積立金		3,000,000	800,000	2,200,000	
	1. 積立金		3,000,000	800,000	2,200,000	
		1. 職員退職 給積立金	2,000,000	800,000	1,200,000	
		2. 特別 積立金	1,000,000	0	1,000,000	基本財産として 積み立て
	5. 予備費		1,066,183	22,680	1,043,503	
	1. 予備費		1,066,183	22,680	1,043,503	
		1. 予備費	1,066,183	22,680	1,043,503	
	合 計		80,591,483	54,634,980	25,956,503	

規程類の制定、改正

五月十四日開催の理事会において、従来の登録事業推進協議を発展的に改組し、新たに改良増殖専門委員会としてこれまで以上に幅広い改良増殖事業を展開していくための改良増殖専門委員会規程が承認され、その他、産肉能力検定制委員規程、審査委員任用委嘱内規等の規程類が新しく制定された。

又特別功労牛表彰規程、経理取扱規程等が一部改正された。なお各種委員会の委員は現在選考中である。

○ 改良増殖専門委員会規程の制定

第一条 この委員会はあか牛の改良及び増殖に関する諸問題について検討し、ひいては本種をわが国有数の肉用牛として確立するために設置する。

第二条 この委員会は会長が委嘱する委員をもって構成する。

委員の任期は二年とする。

第三条 この委員会には必要あるごとにこれを開き、あか牛の改良増殖問題について会長の諮問に応え、又は建議する。

第四条 この委員会は中央審査委員会と合同してこれを開

くことができる。

附則

一、この規程は、昭和五十四年六月一日から施行する。
二、この規程の施行に伴い、従来の登録事業推進協議会運営規程は廃止する。

○ 産肉能力検定制委員規程の制定

第一条 この委員会はあか牛の産肉能力の向上、斉一化を促進するため、産肉能力検定制法の確立及びその適正な運用をはかることを目的として設置する。

第二条 この委員会は前条の目的を達成するため、次の事項をつかさどる。

一、産肉能力検定制法の設定

二、産肉能力検定の測定に対する立会

三、産肉能力検定制成績の検討及び公表に関する事項

四、産肉能力検定制実施機関との連絡

五、産肉性保証種雄牛の認定

六、その他産肉能力検定制実施上必要な事項

第三条 この委員会は委員若干名、参与若干名をもって構成する。

委員及び参与の任期は二年とする。

第四条 委員は学識経験者及び本会職員の中から会長が

これを委嘱又は任命する。

参与は産肉能力検定実施機関の責任者とし、会長がこれを委嘱する。

第五条 この委員会は委員の互選によって委員長を定める。

委員長は委員会の議長となる。

第六条 この委員会には必要あるごとにこれを開く。

第七条 産肉能力検定に関する測定に際しての委員の立会
は、検定の開始時、終了時、枝肉審査時及びその他
必要な時とする。

第八条 この委員会に幹事若干名をおく。

幹事は本会職員のみならず会長がこれを任命する。

附 則

この規程は昭和五十四年六月一日から施行する。

○ 審査委員任用委嘱内規の制定

第一条 中央審査委員、地方審査委員及び支部審査委員は
この内規によって会長が任用又は委嘱する。

第二条 中央審査委員は本会職員（支部職員も含む）及び
学識経験者の中から次の条項に基づいて会長が適任
者を選んで任用又は委嘱する。

一、地方審査委員の経験を五年以上有する者又は
学識経験者として家畜の育種改良について豊富

な経験と知識を有する者

二、視野が広く、識見高く、現在の職域にとらわ
れずに広正なる審査と指導ができる者

第三条 地方審査委員は次の条項に該当する者の中から支
部長の推せんに基づいて委嘱し、又は本会職員の中
から適任者を選んで任用する。

一、支部審査委員を三年以上勤めた者又は五年以
上肉牛登録の審査に従事した者

二、視野広く、識見高く、公正なる審査と指導が
できる者

三、中央審査委員の前歴がある者は地方審査委員
として支部長がこれを推せんすることができる。

第四条 支部審査委員は次の各項に該当するものの中から

支部長がこれを推せんする。

一、本会本部又は支部主催の登録審査に関する講
習会を受講し、その成績優秀なる者

二、視野広く、識見高く、公正なる審査ができる

者

第五条 審査委員の任期はいずれも三年とする。

附 則

この内規は、昭和五十四年六月一日から施行する。

○ 産肉性保証種雄牛規程の制定

第一条 本会は、あか牛の産肉性特に肉質の向上、斉一化を図る目的で、この規程により産肉性保証種雄牛認定制度を設けるものとする。

第二条 本会は、産肉性において優れていることが立証された種雄牛を産肉性保証種雄牛に認定することができらる。

第三条 産肉性保証種雄牛の認定は、産肉能力検定委員会の定める基準による。

第四条 前条により産肉性保証種雄牛に認定した種雄牛には、第一号様式の認定書を交付し、本会発行の機関誌又は会報にその旨を掲載し公表するものとする。

附 則

この規程は、昭和五十四年六月一日から施行する。

○ 特別功労牛表彰規程の一部改正

従来の特別功労牛表彰規程はその表彰対象が雌牛だけであるにもかかわらず、それが脱落していたために（雌）という字句を加え、又登録規程の改正に伴って特級登録という字句も追加された。

○ 事務局職員の異動

五月十六日付で左記の通り事務局職員の異動を発令した。今後共一層の御支援をお願いします。

事務局長（兼庶務係長） 松川 昭 義
登録係長（兼会計係長） 児 玉 一 宏

○ 西日本ブロックあか牛研究会

本年度の西日本ブロックあか牛研究会は長崎県対馬支部の当番により六月二十九日、長崎県下県郡美津島町において開催した。折から梅雨前線の日本列島停滞で豪雨という悪天候にもかかわらず、地元長崎県の雪竹畜産課長補佐、西山支部長及び熊本県の長尾畜産課長補佐ら約六〇名の関係者が出席、本部から堀会長、山部、河津両常務理事らが出席した。

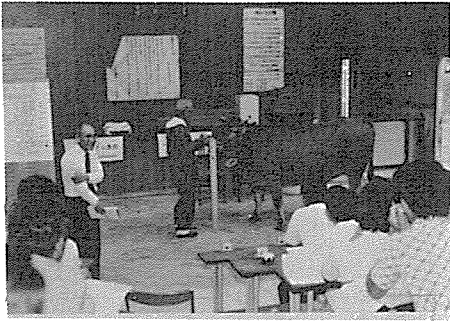
研究会は午前中国民宿舍「対馬」において室内協議会を開催。本部事務局からの事務報告に続いて各県からの情勢報告、あか牛経済能力調査事業について九州大学農政経済学研究室の甲斐助手の説明、さらにあか牛牛肉品質評価実態調査事業、審査細則の一部改正を要する点、次回の開催とブロック研究会のあり方、その他協会に対する要望事項

等について討議が行われた。

午後は会場を対馬農協畜産センターに移し、研究牛四頭について実牛審査研究会を開催。まず中央審査委員による模範審査が行なわれ、次いで階層区分の研究、さらに出席者を五班に分けての審査実習、審査眼の統一法について活発な討議を行った。最後に新しい発育曲線を適用した発育状態の見方と選抜基準について意見の統一をみて閉会。夜は懇親会が実施された。

なお研究会の

翌日は地元対馬支部主催の農家座談会が開催され、本部から堀会長、山部、河津両常務、松川事務局長が出席した。(内容については、支部だよりコーナーを参照されたい。)



実牛研究会風景

論文募集

あか牛の改良増殖問題をテーマとして、左記の通り小論文の募集をいたしますので、奮って応募されますようお願いいたします。なお上位入賞の優秀作品については、本誌第44号(五十五年一月発行)に掲載させていただきます。

記

題目・・・あか牛の将来の展望

- あか牛の増殖とその対策
- あか牛の改良と人づくり
- あか牛の改良とグループ活動

枚数・・・原稿用紙(四〇〇字詰)三〜四枚程度

締め切り・・・昭和五十四年十月三十一日

応募作品には次の通り賞品をさしあげます。

優秀賞一点、優良賞二点

(編集部より)

あか牛の育種に関する 試験設計について

(竜栄系系統造成試験)

熊本県畜産試験場

吉村 征彌
寺本 一人

はじめに

近年の食肉需要の著しい増加と農業機械化の発達により、肉用牛の飼養目的は、役肉利用から肉利用へと変化し、これに対応するためには、産肉性の向上ならびに草資源を有効に利用しうる肉用牛の改良増殖に大きな期待が寄せられている。

また、肉用牛飼養農家も規模拡大とともに他作物との複合的経営が多く、牛個体の産肉能力が農家経営に及ぼす影響も大きくなってきている現況にある。

このようなことから肉用牛の改良は、産肉能力の向上、斉一化、繁殖能力や粗飼料の利用性のよいものなどの選抜に重点をおき、優良種雄牛の計画生産と、その選択および産肉能力検定を経て、さらに、その成績を登録事業に採り入れることによって優良系統の造成を確立し、その結果、

牛肉生産に適した早熟早肥で産肉性の高い肉用タイプのあか牛へ改良して行くことが重要と考えられる。

しかしながら、肉用牛は体も大きく、また成長にも時間がかかり、特に牛の世代間隔も長く、単胎動物であるという繁殖上の特性から、その育種には多大の労力、経費および長年月を要し、育種改良の効果をあげるためには、改良組織の整備など関係団体等が一体となって組織的、集団的事業として推進しなければ不可能と考えられる。

当場においても、昭和五十三年度より三カ年計画で肉用牛肥育技術の改善とあか牛の粗飼料利用の向上を図る目的で、国の総合助成試験事業の一環として「粗飼料利用による経済的肉牛（あか牛）肥育技術体系確立試験」を実施しているが、最近の肉用牛産肉性向上推進事業、いわゆる現場検定における肥育牛の成績などが集積されるに従い、肥育方法や飼養環境の違いによる誤差も予測されるけれども、種雄牛間の産肉性の差がかなり判明してきている。また、種畜生産部門として、その優良種畜の計画生産を図るため系統造成推進事業が開始され、あか牛の肉質の改良とその斉一化をはかる機運が高まってきている。

このたび農林水産省畜産試験場育種第四研究室の御指導により、あか牛の優良遺伝形質（特に肉質改善に重要な脂肪交雑）の固定を図り、科学的な選抜方法等によって遺伝

的形質を産子に強く伝える種雄牛の計画的造成ならびにその系統を確立して、将来の系統繁殖によるあか牛の経済性および生産性の向上、斉一化を指標に産肉能力後代検定成績において肉質面で比較的すぐれた竜栄系産子種雄牛を中心に系統造成試験を設計し、基礎雌牛群の整備に取り組んでいる現状である。

ここにその内容の概要を紹介し、皆様の御批判と御助言を賜われれば幸いである。

一、試験設計の背景

あか牛改良の基本体系としては、昭和四十五年度から開始された肉用牛種畜生産基地育成事業を主体に、城北、城南両基地において計画生産された候補種雄牛自体の増体能力、飼料の利用性ならびに体型質質などの優れたものを選抜する産肉能力直接検定法と、主に肉質などのような屠殺解体によって種雄牛の遺伝的能力をその産子の成績から推定して選抜する産肉能力間接検定法を実施して推進されている。特に現行の間接検定法においては、飼養環境をはじめ検定のための条件をなるべく同一にして検定を行い、環境の要因によって影響される形質を少くし、種雄牛の遺伝的な能力の差が明確になるよう実施されている。

これらの成績もいろいろな問題は残っていると考えられ

るが、増体量などの肥え性の面では、かなり良好な成績のものも見られているけれども、種雄牛間によって差があり、特に肉質の面でのバラツキが大きく、中でも肉質の改善に関連する脂肪交雑が、プラス3程度の個体も存在している。これらの変異の大きなことがあか牛の産肉能力の向上、斉一化に係る重要な改善点と考えられる。

一方、肉質に関する形質は遺伝的要因に支配されるものが多いといわれており、これらの形質を改良するためには、父と母ともに肉質に関する有用遺伝子を多くもつ血統のものを選定し、両者を交配することによって、一層多くの有用遺伝子をもつ優良個体を作る必要がある。そのため、現在まで実施した後代検定成績より特に脂肪交雑の比較的良好な竜栄系種雄牛を中心に閉鎖群育種によって脂肪交雑面ですぐれた有用遺伝子の固定を図るとともに、その系統を確立し、これらの系統から造成された種雄牛を広域利用することによって、あか牛の肉用素牛生産部門である一般雌牛群からの産子の産肉能力の向上、斉一化を図り、将来系統繁殖によって血統、体型および能力の揃ったあか牛群の造成に供しようとするものである。

二、竜栄系産子種雄牛

図一は、竜栄号の父牛である朝栄号を中心に、その直系

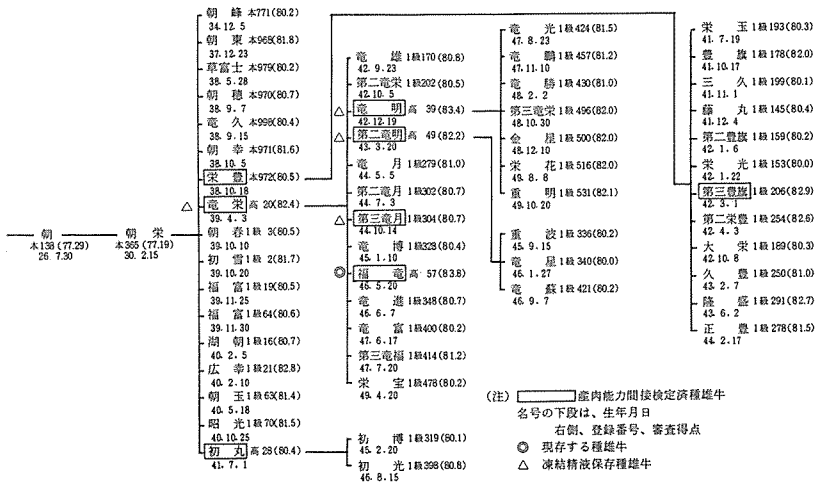


図 1. 朝榮系を中心とした種雄牛父系図

表 1. 朝榮系を中心とした種雄牛

種雄牛名	登録番号 (得点)	生年月日	登録受 審月齢	登録時の主な測定値							期待される点	借まれる点
				体高	胸囲	胸深	胸幅	寛幅	坐骨幅	体重		
			月	cm	cm	cm	cm	cm	cm	kg		
朝 榮	本365 (77.19)	30.2.15	30.9	138.0	207.0	79.0	48.0	48.0	31.0	—	資質、体深	尻(側斜)、下腿
榮 豊	本972 (80.5)	38.10.18	19.0	127.0	200.0	70.0	53.0	52.0	32.0	—	資質、体深、体巾、腿	体高、背弱し
電 榮	高 20 (82.4)	39.4.3	67.1	142.0	210.0	80.0	64.0	52.5	38.2	890.0	資質、前軀	尻傾斜、下腿
初 丸	高 28 (80.4)	41.7.1	74.5	139.0	219.0	77.0	64.0	55.0	37.0	880.0	胸肋、尻	体高
第三豊旗	1級206 (82.9)	42.3.1	25.9	136.1	218.0	72.5	65.0	52.0	33.5	700.0	資質、均称、体深	背(弱)
第三電月	1級304 (80.7)	44.10.14	19.2	129.4	202.0	73.0	53.0	52.0	35.0	563.0	資質、均称	下腿、尻
電 明	高 39 (83.4)	42.12.19	77.2	142.0	232.0	76.0	62.0	54.0	40.0	913.0	資質、均称、胸肋	背ヤ不正
第二電明	高 49 (82.2)	43.3.20	96.0	137.0	224.0	75.0	58.5	51.0	35.0	871.0	資質、均称、背腰	尻(側斜)
福 電	高 57 (83.8)	46.5.20	73.8	140.0	231.0	76.0	61.0	55.0	35.5	934.0	資質、均称、背腰、尻	肩端ヤヤ粗

(注) 測定値は、登録審査時のものから作成、および優点等についても登録審査表より作成

種雄牛を示したものである。朝榮号を父にもつ種雄牛としては、竜榮号のほかに一六頭が生産、供用され、そのうち榮豊、竜榮、初丸号について産肉能力後代検定が実施されている。

また、竜榮系の種雄牛では、竜明号ほか一二頭が供用されていたが、そのほとんどの種雄牛が淘汰され、福竜号が現存する唯一の直系種雄牛である。後代検定成績の判明しているものは竜明、第二竜明、第三竜月および福竜号であつて、竜明号および第二竜明号からは数頭の後継種雄牛が生産されていたが、現在では供用されているものはいない。

表一は、朝榮系のうち主な種雄牛の登録審査時における測尺値ならびに美点、欠点を整理したものであるが、各種雄牛により発育、体型が異なっているけれども、竜榮系の特色としては、資質、均称、体幅、体深などがあげられ、全般的に資質、前中軀に美点をよく具備しているが、発育（体高）、尻、下腿の不足等が見られる欠点を受け継ぎ、現在のあか牛の発育能力（大きさ）から推察すると中程度のものと考えられる。

三、竜榮系種雄牛の後代検定成績

あか牛に関する産肉能力間接検定は、昭和四十三年より

開始されて以来、本種の産肉能力が明らかとなり、これらの成績を利用した種雄牛の選抜、肥育素牛の選定に活用されてきている。全般的な検定終了時の主な産肉成績では、生後十九〜二十一カ月齡、終了時体重五八〇〜六三〇kg、一日当り増体量〇・九〜一・〇kg、枝肉歩留六四〜六六%、ロース芯面積四五〜五五cm²、脂肪交雜の程度十一・五〜二〇程度であるが、種雄牛間での個体差、特に肉質面での差が大きいことは、あか牛改良上の問題点でもある。

表二は、現在まで當場で実施した検定成績の中で、朝榮系を中心とした直系種雄牛の結果を示したものである。

この成績においても種雄牛間の個体差は見られるけれども、朝榮系として見た場合、肉質面では比較的揃っており特に榮豊、竜榮、第三竜月および福竜号などは枝肉格付成績も良好な結果となっている。

しかし、後代検定成績の中で肉質判定項目の脂肪交雜、肉の色沢、肉のキメ、シマリ等ではバラツキが大きいけれども、これらの相互間の関係は、かなり相関が高く、肉質面での脂肪交雜を重点に、父方および母方より形質の固定を行ない、斉一性のある個体の作出ができるものと推察する。また、あか牛の特徴の一つであるロース芯面積、増体量も無視することはできないので、総合的な判断が必要とならう。

表 2. 朝栄系を中心とした種雄牛の後代検定成績

父系	種雄牛名	検定期間	開始時		終了時	1日増体量	1kg増り必要日数	枝肉歩留	脂肪交雑	ロース芯面積	枝肉格付
			日齢	体重							
朝	栄豊	329	224.8 ±10.3	305.5 ±25.0	576.6 ±43.4	0.83 ±0.09	6.83 ±0.62	63.7 ±0.7	2.3 ±0.5	45.7 ±1.5	極上1.上4.中1
	竜栄	"	239.5 ±4.4	302.3 ±18.4	557.8 ±27.6	0.77 ±0.06	7.42 ±0.52	64.1 ±0.9	2.1 ±0.2	41.7 ±1.7	上6
	初丸	"	211.0 ±7.5	285.0 ±23.6	542.0 ±37.9	0.78 ±0.08	6.93 ±0.67	62.8 ±1.0	1.3 ±0.4	50.6 ±4.3	上1.中4
朝	栄豊	第三豊旗	243.0 ±27.1	237.8 ±27.3	500.2 ±30.9	0.80 ±0.08	6.79 ±0.83	62.4 ±0.4	1.4 ±0.4	42.7 ±2.6	上1.中5
	竜	第三竜月	262.2 ±8.6	291.5 ±16.2	632.0 ±47.4	1.04 ±0.12	6.68 ±0.35	65.3 ±1.2	2.7 ±0.3	48.9 ±9.1	上6
		竜明	259.0 ±9.8	295.1 ±19.9	589.9 ±30.1	0.89 ±0.08	7.57 ±0.42	64.8 ±1.0	1.6 ±0.9	52.9 ±5.9	上3.中1.並1
	栄	"	289.2 ±11.9	295.2 ±18.3	584.0 ±16.9	0.88 ±0.07	7.44 ±0.44	64.9 ±1.0	1.8 ±1.0	46.4 ±3.4	極上1.上1.中3
		第二竜明福竜	234.2 ±15.4	270.8 ±11.4	539.0 ±28.3	0.82 ±0.09	6.47 ±0.43	63.6 ±1.6	1.8 ±0.8	44.8 ±2.4	極上1.上3.中3
			249.6 ±7.7	305.6 ±18.2	642.8 ±22.0	1.02 ±0.03	6.80 ±0.36	65.9 ±0.7	2.0 ±0.4	55.8 ±1.9	上3.中2

(注) (1) 熊本県畜産試験場調べ

(2) ロース芯切断部位 7~8 肋骨間

(3) *印 濃厚飼料制限給与方式、その他は濃厚飼料自由採食方式

四、試験のしくみと目標

本試験は、昭和五十四年度より新規事業として開始される肉用牛集団育種事業のしくみと根本的な体系は同じである。

基本的な考え方として、図二のとおり繁殖雌牛も竜栄系の福竜号の産子を系統基礎雌牛として選定し、計画交配する種雄牛も同じ竜栄系で凍結保存されている竜明、第二竜明、第三竜月号を中心に、竜栄、福竜号等も加えて計画交配を実施し、産子調査成績により選抜し、雄にあっては産肉能力検定を実施し基準の上位のものを種雄牛として供用する。また、雌子牛も優良なものを保留し、グループの世代を更新しながら反復することによって竜栄系の血縁集団の確保と遺伝的斉一性を高め、肉質、発育および体型的な特徴を斉一化して行く閉鎖群育種とする。即ちマスタープランとしては、系統基礎雌牛三〇頭を一〇頭一群の三群に区分し、それぞれ三種雄牛（竜明、第二竜明、第三竜月）を各群に交配し、生産された雄子牛約十二頭（ $12 \times 0.8 = 9.6$ 頭、 $12 \times 0.8 = 9.6$ 頭、 $12 \times 0.8 = 9.6$ 頭）をその発育、体積、資質などによる子牛の能力指数をもとに九頭を選定したのち、産肉能力直接検定を実施し、さらにその成績により三頭を選抜する。その後、産肉能力間接検定法により後

代検定を実施し三頭の種雄牛の中から総合的に優れた種雄牛（検定済種雄牛）一頭を選抜する。その後も選抜、淘汰を繰り返して、七年後を目途に三頭の検定種雄牛を造成し、維持増殖を行う計画である。

また、生産された子牛で選抜されなかったものについても、できる限り肥育試験等によって計画交配と肉質等の関係を調査しデータの蓄積を図る予定である。

竜栄系系統造成における育種改良目標としては、肉質（特に脂肪交雑）に重点をおくが、増体量、ロース芯面積等についてもあか牛の特性を維持助長しながら、次の諸点について改善をはかる。

- (一)、肉質と関係の深い資質、特に被毛、皮膚
- (二)、肉量と関係の深い前背幅、体深
- (三)、斉一性の向上

五、試験設計

(題目) ..あか牛の育種に関する試験

(目的) ..褐毛和種の産肉形質において、枝肉評価を決定する肉質（特に脂肪交雑）の変異が大きく、また、種雄牛産子間でも差異が見られており、肉質の向上と斉一化が当面の課題である。そこで、産肉能力後代検定により産肉形質のすぐれた優良父系娘牛群に対する計画交配が、その

産子に及ぼす遺伝的能力を調査し、優良種畜の生産方法等について検討する。

(試験方法) ..褐毛和種の中で産肉形質の判明している種雄牛の多い竜栄系福竜号の雌産子を系統基礎雌牛として、同じ竜栄系種雄牛（竜明、第二竜明、第三竜月）を計画交配する。

(調査項目)

- (一)、産子能力調査
生時体重、発育、離乳時体重、体型審査（能力指数）
- (二)、産肉能力調査
発育、増体量、解体成績等の産肉能力
- (三)、雄子牛育成
発育、体型、資質のすぐれた雄子牛については、産肉能力直接検定法に準じ検定を行い、種畜として選抜する。

おわりに

あか牛の特性として増体量、放牧適性、特に粗飼料の利用率など、これまで先輩各位の作り上げられたあか牛を肉専用種として改善して行くためには、産肉能力の向上、斉一化が当面の課題であろうと考える。

現在の肉牛の最終評価は、その枝肉評価であるが、肉質を中心とし、特にロース芯の脂肪交雑の状態によって枝肉価格が左右されており、あか牛の枝肉生産の現状からみていま以上に肉質を改善することとしては、肉質のバラツキを小さくして、揃った品質のものを作ることが必要である。そのためには、種畜生産部門での遺伝的支配の強い種雄牛の造成が急務と考えられるけれども、遺伝的改良としての育種事業は、長年月を要し、語るは易く実行するにはなかなか困難を伴うものと考ええる。

しかし、いつの日か乗り切らなければならない重要課題でもあり、また、人の育種改良に対する熱意と努力を要するものです。

當場で本試験をとり上げた理由として、まず肉用牛にたずさわる者の一人として、先輩各位の熱意と努力によって作り上げられた本種の「牛に学び、牛を知り、そして牛を造る」ことの素材に役立てて行きたいこと、また、竜栄系の後代検定成績からみて、肉質面ですぐれた父系群がいながら、後継種雄牛が少いことも一つの理由である。

試験設計上、施設や労力等の関係から集団の大きさなどにも問題点が考えられるので、本種の系統育種に熱意のある農家の参加を期待したい。

浅学非才を省りみず、大言の責は負わなければならぬ

と思いますが、今後本県における系統造成の一環として竜栄系の維持造種により、あか牛の存在がより一層高められんことを念じてやみません。

最後に本試験設計に当り、マスタープランの作成ならびに御指導いただきました農林水産省畜産試験場阿部場長、横内技官に対し厚く御礼申し上げます。さらに、関係機関諸団体の方々の御指導、御鞭撻の程をお願い申し上げます。

現在のあか牛を父系統群として大きく分類してみると、蘇久系、重玉系、朝栄系、第五光浦系等といった種雄牛群に区分され、それぞれの特性を保持しながら、真の意味での系統群造成のため遺伝子の固定化が進められています。規模的にみて重玉系、蘇久系が圧倒的多数を占めています。朝栄系や第五光浦系は後継種雄牛の数が十分とは言えない状態です。

このたび、熊本県畜産試験場において、朝栄系に属する竜栄号を中心とした閉鎖群育種集団としての系統造成事業が、試験研究テーマとしてスタートしたことは誠に同慶の至りであり、今後の成果を大いに期待したいと思います。

(編集部より)

あか牛一筋 肥育歴十年

無事故経営

(群馬県板倉町 野中栄市さんの肥育経営より)

群馬県板倉町 野中栄市さんの肥育経営より
群馬県館林市農協 小林 茂

はじめに

群馬県の東南端、邑楽郡板倉町は、関東平野の中心、栃木、茨城、埼玉の四県にまたがる県境、南に利根川、北に渡良瀬川をひかえる水の豊富な水田地帯であり、首都の台所として、近年米麦に加えて施設園芸、畜産経営が進んでいる地帯である。

野中栄市さん(六十四才)は、地元農協に勤務するかたわら、奥さんと二人で肉牛肥育経営を始めて十年の経歴をもつ農協マンであり、四年前、停年退職後、本格的に肉牛経営に取り組んでおり、現在繁殖牛五頭、肥育牛十三頭、育成牛三頭を飼養している。

品種は熊本県産あか牛で、年間十二頭の販売目標をたてている。特色としては、粗飼料の完全自給、規模に応じた経営、事故牛の防止策である。これまで七十五頭を肉牛として出荷したが、いまだ無事故の記録を持っている。肉牛

肥育経営で最も大切なことは、価格の変動による欠損よりも、事故牛の発生による欠損が命取りだといつも話している。以下、野中さんの肥育経営をご紹介します。

技術の特徴

まず素牛の購入時期は一月～五月を目標として、農協の産地購入にまかせている。この時期に購入すると、次年度の年末までに肥育が仕上がりに、肉牛として出荷が完了するからである。ちなみに、肥育期間は生後二十四カ月齢を最終目標に、出荷時体重を去勢で六三〇kg以上、めすで五五〇kg以上を目標に出荷適期を考慮している。

牛舎の構造は十六頭向い合いで繋ぎ飼いを採用している。

日常の飼養管理は、濃厚飼料の給与が朝晩二回、牛によつては肥育期に差があるので残飼のないよう、一頭ごとに給与量を決めていくごくあたりまえの方法である。給水は冬の場合は三回給水する。ただし残水のないよう注意する。残水があると、濃厚飼料が腐敗したり、変質するおそれがあるからで、事故を防ぐ上からも注意をはらっている。粗飼料は、稲ワラ、青刈牧草を与えるが、給与方法は、昼一回充分与えるようにして、朝晩の濃厚飼料の給与時には粗飼料を与えない。水はいつも吸み立ての清潔なものを給食

前に与えることに決めている。これは野中さんの原則で、子牛を購入したときに、まず子牛のストレスを解消するため少量の水を与え、子牛を充分休養させてから徐々に濃厚飼料を給与してきた経験から、これを日常の飼養管理面で定義づけて実施している。

毎日の牛舎の管理は、一頭ごとに牛に充分水を飲まして牛の健康状態を観察することから始まり、給飼、床の清掃、残飼残水の後始末、昼の粗飼料給与の準備と手ざわよく日常の作業が進んで行く。

技術の実際

素牛の選定は、あか牛の生産地熊本から農協の共同購入で一月～五月を中心に導入しているので特に注文はつけないが、生体重の面で二五〇kg中心のものを選ぶ。去勢、めすの割合は四対六で、めすを多めに購入している。これは自からが繁殖牛を五頭飼養しているので、価格の動向によつては後継牛として繁殖に供する場合もあり、従来からめすの肥育を手がけた経験からでもある。

粗飼料としては、稲ワラの二ツ切りを年間を通して与え、青刈飼料としては、夏場はソルゴー、スーダングラス、冬場はイタリアンを三〇アール稲作転換作物として栽培し粗飼料の自給確保につとめている。また、穀倉地帯である

ので、稲作農家に牛糞を培肥として供給し、その交換として稲ワラを譲り受けているので、粗飼料を充分与えることができる。

濃厚飼料の給与割合は、配合飼料を主体として、圧ぺん大麦とふすまの三種混合で食い残しのないようにいつでも飼槽は乾燥している状態にあり、エサが給与できるように掛けていく。

事故防止策・肥育給営で事故牛を出さないことが採算上最も大切なことであるので、牛飼いとしては肥育牛が家族の一員であることを忘れないようにしている。水は百薬と言われますが、動物すべて体に異状がある場合は水をほしがない。特に尿石症にかかっている場合は給水も少く、飼料の食い込みが悪い。毎日の飼養管理面で最も大切なことは、給水時にバケツ一杯の水を音をたてて、うまそうに飲みほす牛の動作や態度を注意深く見定め、異状のないことを確認することが事故防止対策だと言うことができる。

肥育期間・昭和五十三年度に販売した肉牛十四頭も、肥育期間は十五～二十四カ月（平均十九カ月）、平均枝肉重量は三五〇kgで、めす、去勢の割合は、めす七頭、去勢七頭で、めすの肥育期間は十九・七カ月、去勢十八・一カ月となっている。出荷時の平均生体重が去勢で六三〇kg、めすで五四七kg、平均では肥育最終目標に近い成績を収めら

れましたがめすの増体重が肥育期間に比較してやや低かったようです。

今後の課題・近隣で多頭化肥育経営が進んで大型の牛舎が建てられ、繋ぎ飼いでから群飼育へと変わり、飼養管理面でも機械化され、制限給水、制限給飼等と省力、多頭化が進んでいく中で、一頭ごとの牛の特長を生かした、愛情をこめた肥育経営が忘れられがちですが、このことが、牛の健康管理面で細心の注意力に欠け、農繁期や梅雨期に牛の異状事故が発生していることを伝え聞くたびに、動物を飼養して生活している農家にとって、目の届く、ゆとりある無理のない経営こそが今後の牛飼いと必要条件ではないかと考えられます。

五十三年度の素牛購入は八頭でしたが、平均価格で二十一万二千円、キロ平均単価が八四一円で、前回と比較して一万円高ですので充分採算のとれる肥育経営ができます。五十三年度の販売金額からみても、差引販売収益が一頭当たり十五万一千円でしたので、これからもまだまだゆとりがもてます。あか牛の素牛価格は二五〇kg中心のものでkg当り一〇〇〇円、二十五万円までが採算面での分岐点と考えられます。将来世界の食肉需要がどのように変化するかは判断し難いのですが、特選、極上に格付される牛肉価格は別として、繁殖農家にも肥育経営農家にもそう無理のない

あか牛の素牛価格は二十五万円が適正な価格ではないでしょうか。

経営と生活・野中さんの生活は、奥さんと二人だけの、小規模農家です。現在の肥育規模で充分生活がまかなえると言えます。従って、奥さんと二人だけで今後牛飼いを続けていくには現在の飼養頭数規模が適正なものだと考えています。

毎月一頭肉牛として仕上げて、その収益で夫婦二人の生活に充分だと話しています。

最近の畜産経営は、酪農、養豚、養鶏、ブロイラーに至るまで、すべてが大型化して企業的に考えられています。畜産物は生きものであり、第二次産業、第三次加工製品と違います。毎日家畜に接する飼主の心使いと、飼養管理面でどの程度、行き届いているかの積み重ねが、春夏秋冬の季節を乗り越えて、立派な完成品となって販売できるので、牛の肥育も、わが子を育てるのも全く同じ理由です。飼主の真心が牛に伝わり、牛はすくすくと成長して、飼主に恩返しをする。動物を飼って生計をたてている人達の成功者はこのような条件を必ずそなえた人格者であると思います。多大の資本を投下して畜舎を立派にして、見かけは成功者のように見受けられても、経営面ではあまり採算の良くない人達がいることも忘れてはなりません。

ここで、五十三年度の肉牛販売成績を検討してみると、極上肉が一头でましたが、他の十三頭は上と中の格付でした。あか牛の特長は、増体の良いことと、販売価格にあまりバラツキのないことです。このことは素牛の購入時点で採算を見通すことのできる優利性があります。また毎年産地熊本から購入していきが付くことは、種雄牛の改良の進んでいることですが、肉質の面からみると地域によってはいまだ去勢されていない子牛が市場に出荷されていることです。これは購買者側からみた場合大変残念なことです。あか牛は増体の良いことを認められているのですから無理に大きくして市場に出荷することだけを考えずに、子牛生産農家から遠い地方に販売されて、第二の飼主によって肥育牛として完成されることを考えてほしいのです。

野中栄市さんが、生体重二五〇kgのものを中心にして毎年産地熊本から購入しているのも、雄については去勢されたものに限定しています。玉付は購入の対象にしていません。これは性質がおとなしく、到着後の飼養管理面でも、安易な取扱いができる利点があるからです。

最後に、肥育地帯からの要望点は、子牛市場に出荷される菜牛は、体重は軽量でも系統の良い、草を充分に食い込んだ牛を購入する考え方をもっていることを付け加えさせていただきます。

表 1. 日常の飼養管理プログラム

朝	6時	①給水（牛の健康状態を観察） ②給餌（濃厚飼料） 配合飼料＋圧ペン大麦＋ふすま、三種混合 (4) (4) (2)
	7	③床面の牛糞処理 ④残飼，残水の処理，飼槽，水槽の清掃
昼	12時	①給水（冬場は中止）
	13	②稲ワラ，牧草の給与
晩	17時	①給水（牛の健康状態を観察）
	18	②給餌 ③残飼，残水の処理

表 2. 肥育牛販売実績（53年度）

No	導入日	販売日	肥育期間	枝肉重量	枝肉単価	枝肉販売高	ゴミ代	販売合計金額	導入時生体重	出荷時生体重	増体重	枝肉歩留	性別
	51. 7.20	53. 3.7	ヶ月 20	kg 317	円 1,751	円 555,067	円 17,723	円 572,790	kg 210	kg 520	kg 310	% 60.9	
1	11.15	3.15	16	313	1,383	432,879	15,267	448,146	228	530	302	59.0	♀
2	52. 2.20	5.13	15	365	1,551	566,115	19,595	585,710	242	635	393	57.4	♂
3	51. 11.15	7.10	20	393	1,851	727,443	19,901	747,344	275	650	375	60.4	♂
4	52. 2.22	7.13	17	359	1,581	567,579	18,643	586,222	255	610	355	58.8	♂
5	51. 8.10	7.24	23	383	2,202	843,366	17,231	860,597	248	620	372	61.7	♀
6	8.10	8.28	24	327	1,521	497,367	15,559	512,926	222	545	323	60.0	♀
7	52. 2.22	8.28	18	308	1,600	492,800	17,156	509,956	208	530	322	58.1	♀
8	2.22	10.18	20	386	1,715	661,990	20,042	682,032	265	650	385	59.3	♂
9	5.21	11.6	18	320	1,700	544,000	17,440	561,440	220	540	320	59.2	♀
10	5.21	11.13	18	346	1,700	588,200	18,402	606,602	243	585	342	59.1	♂
11	5.21	11.20	18	365	1,697	619,405	19,265	638,670	255	610	355	59.8	♂
12	5.21	12.23	19	322	1,700	547,400	16,870	564,270	215	550	335	58.5	♀
13	5.21	12.26	19	400	1,597	638,800	17,600	656,400	278	670	392	59.7	♂
14	合計		265	4,904	23,549	8,282,411	250,694	8,533,105	3,364	8,245	4,781	831.9	
15	平均		18.9	350.2	1,682	591,600	17,906	609,507	240	588.9	341.5	59.4	

表 3. 販売金額に対する生産費と粗利益の割合

No	販売金額	素牛代金	飼料代金	販売経費	金利負担	差引販売価格
1	572,790 ^円	252,200 ^円	210,000 ^円	29,575 ^円	27,690 ^円	53,325 ^円
2	448,146	125,000	168,000	25,337	19,960	109,849
3	585,710	148,000	157,500	30,180	35,193	214,837
4	747,344	219,000	210,000	35,510	29,357	253,477
5	586,222	219,000	178,500	30,032	24,484	134,206
6	860,597	186,000	241,500	39,760	25,791	367,546
7	512,926	141,000	252,000	27,539	28,849	63,538
8	509,956	235,000	189,000	27,437	26,967	31,552
9	682,032	215,000	210,000	33,289	30,613	193,130
10	561,440	219,000	189,000	22,337	25,359	105,744
11	606,602	229,000	189,000	20,879	26,907	140,816
12	638,670	214,000	189,000	32,015	26,088	177,567
13	564,270	204,000	199,500	17,971	25,695	117,104
14	656,400	234,000	199,500	32,817	29,556	160,527
計	8,533,105	2,840,200	2,782,500	404,678	382,509	2,123,218
平均	609,507	(33.3%) 202,856	(32.6%) 198,750	(4.7%) 28,905	(4.5%) 27,322	(24.9%) 151,674

表 4. 素牛の購入（53年度）

購入月日	品種性別	産地	生体重	購入価格	生体1kg 当り単価
53. 3. 3	褐, めす	熊本	252 ^{kg}	186,000 ^円	738 ^円
"	"	"	258	186,000	721
53. 5. 5	"	"	245	198,000	808
"	"	"	240	192,000	800
53. 7.20	"	"	255	217,000	850
"	"	"	260	218,000	838
53.12. 5	"	"	260	267,000	1,026
"	"	"	247	232,000	939
計			2,017	1,696,000	6,720
平均			252	212,000	841

支部だより

○ 熊本県支部

● 郡支部長会議

昭和五十四年度郡支部長会議が、五月二十七日熊本市において開催され、「昭和五十三年度事業成績並びに収支決算」、「昭和五十四年度事業計画並びに収支予算」について審議され、原案どおり可決承認し無事終了した。

なお、河津寅雄前支部長の逝去に伴い空席となっていた県支部長の後任には、澤田治男県畜産連合会長が、副支部長には市川昭吉下益城支部長がそれぞれ満場一致で選出され、協会支部規程に基づく手続きを完了し、正式に就任された。

● 昭和五十三年度登録事業

昭和五十三年度登録頭数は、前期において対前年よりも減であったが、「子牛生産奨励事業」や「水田再編対策」等が積極的に打出されたのに伴い、後期は前年よりも増であった。一年間を通しては、概ね前年同様であった。子牛

入会及び登録登記頭数

年度	入会数	高等登録	1級登録	2級登録	1級+2級	子牛登記
52年 (A)	15,381	142	3072	1140	4212	29,016
53年 (B)	14,489	130	3257	875	4132	27,153
B/A %	94.2	91.5	106.0	76.8	98.1	93.6

登録頭数においては、五十二年の登録頭数減が影響し、対前年比九三・六%であった。なお、本年度の登録頭数の見通しとしては、前記の諸政策、そのうえ生産農家にとって最も関心の深い子牛価格も堅調に推移しているので、かなりの増頭が見込まれている。

○ 長崎県対馬支部

● 西日本ブロック研究会を地元で開催

去る六月二十九日、西日本ブロックあか牛研究会が対馬支の当番のもとに美津島町において開催された。

対馬でブロック研究会が開かれるのは昭和四十六年以來八年ぶりとなって、西山支部長（農協長）以下、県対馬支庁、家畜保健所、各関係町村、農協の担当者が一丸となつてこの研究会の受け入れに当たり、本部ならびに熊本県関係者多数を迎え、終日熱心に研究会が進められ成功裡のうち無事終了することができた。

● 対馬あか牛振興座談会を開催

西日本ブロック研究会が開催された翌六月三十日、美津島町難知、国民宿舎「対馬」において対馬あか牛振興座談会を開催した。この座談会は当支部と対馬農協が共催で開催したもので、当日は島内六カ町村から当初予定していた数ををはるかに上回る一七〇名の生産農家が参集、講師陣には登録協会の堀会長をはじめとする多数の先生方を迎え、阿比留保健所長の司会により当面する諸問題や、対馬あか牛の具体的振興策について活発な質疑応答が繰り広げられた。



報道通信

○ 農林水産省畜産統計公表

農林水産省統計情報部はこのほど、昭和五十四年二月一日現在の畜産統計を公表した。肉用牛関係は左記の通り、(畜産統計より抜粋、統計数値については表紙裏参照)

肉用牛

(一)、二月一日現在における全国の肉用牛の飼養戸数は三八万八〇〇戸で、前年に比べ五％減少したが、飼養頭数は二〇八万三〇〇頭で、前年に比べ三％増加した。

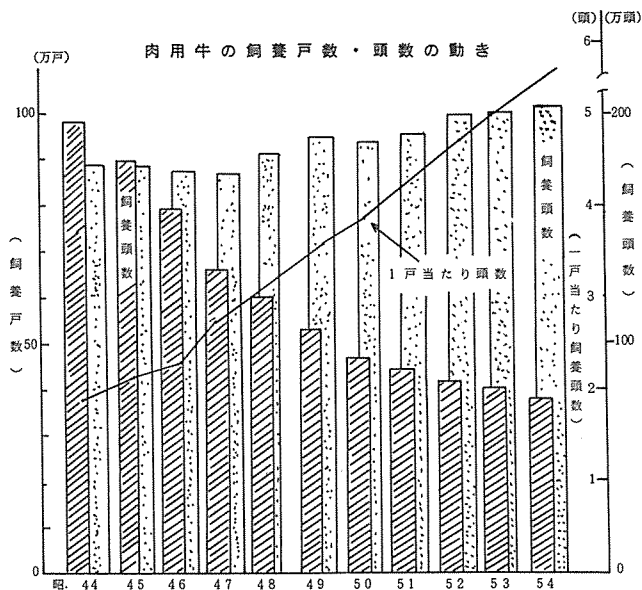
この結果、一戸当たりの飼養頭数は、前年の五・一頭から五・五頭となった。

肉用牛の飼養頭数のうち、肉用種は一四五万四〇〇〇頭で、前年に比べ一％減少した。これはめすが減少したためである。一方、乳用種は、前年に引き続き増加して六二万九〇〇〇頭(対前年比一一％増加)となった。

(二)、地域別にみると、飼養戸数はいずれの地域とも減少したが、なかでも、北陸、沖縄の減少率が比較的高かった。また、飼養頭数は、中国、沖縄を除き他の地域ではいずれも増加した。

(三)、総頭数規模別の動きをみると、戸数、頭数とも一〇頭

以上の各階層で増加した。特に三〇～四九頭と一〇〇頭以上の階層の増加が顕著であった。



◎ あか牛子牛市況

(54年1月～7月)

県別	開 年 月 日	市場名	性別	頭 数	最 高	最 低	平均価格
秋 田 県	54. 2. 20	北秋田	めす 去勢	65 59	555,000 ^円 417,000	188,000 ^円 225,000	300,046 ^円 334,220
	4. 20	能代	めす おす 去勢	50 2 61	401,000 183,000 411,000	215,000 180,000 208,000	314,580 181,500 339,803
	4. 21	ニッ井	めす 去勢	39 54	391,000 438,000	251,000 271,000	324,076 334,407
	4. 22	阿仁合	めす 去勢	33 28	382,000 393,000	175,000 270,000	266,727 321,321
	4. 24 25	北秋田	めす おす 去勢	107 1 118	504,000 180,000 424,000	241,000 180,000 184,000	316,150 180,000 333,788
	6. 18	北秋田	めす おす 去勢	80 1 89	561,000 317,000 431,000	218,000 317,000 176,000	331,113 317,000 338,438
	6. 19	能代	めす おす 去勢	68 1 89	565,000 243,000 451,000	235,000 243,000 242,000	336,235 243,000 332,292
宮 城 県	3. 13	黒川	めす 去勢	44 47	336,000 411,000	175,000 114,000	258,705 286,915
	7. 13	黒川	めす 去勢	21 25	301,000 374,000	225,000 210,000	259,285 289,280
長 崎 県	3. 6	対馬	めす おす 去勢	96 38 65	384,000 309,000 421,000	158,000 153,000 169,000	242,312 237,342 259,615
	7. 6	対馬	めす おす 去勢	77 31 62	386,000 361,000 462,000	227,000 213,000 236,000	299,623 293,483 326,870
熊 本 県	1. 12	南関	めす おす 去勢	18 15 2	370,000 350,000 290,000	215,000 220,000 273,000	268,222 287,266 281,500
	1. 13	江田	めす おす 去勢	26 9 19	383,000 320,000 339,000	212,000 180,000 237,000	279,700 275,200 287,900
	1. 17 19	阿蘇	めす おす 去勢	395 149 340	725,000 552,000 452,000	174,000 208,000 181,000	304,260 315,953 320,002

熊	2. 9	小 国	め お 去勢	56 23 82	473,000 458,000 406,000	240,000 259,000 251,000	287,196 288,956 317,280
	2. 16 17	鹿 本	め お 去勢	182 7 184	511,000 480,000 401,000	227,000 346,000 215,000	307,495 367,571 325,685
	2. 18 19	菊 池	め お 去勢	199 20 195	520,000 461,000 500,000	210,000 233,000 244,000	313,402 338,750 333,380
	2. 21	大 津	め お 去勢	117 23 134	685,000 545,000 451,000	236,000 249,000 263,000	316,906 327,565 350,963
	2. 25 27	球 磨	め お 去勢	648 33 654	1,550,000 460,000 446,000	196,000 236,000 228,000	338,353 341,909 335,917
	3. 3	下益城	め お 去勢	113 23 104	700,000 440,000 425,000	233,000 199,000 218,000	310,062 314,957 322,529
	3. 4 5	矢 部	め お 去勢	451 132 327	1,030,000 500,000 380,000	100,000 197,000 199,000	281,822 289,090 283,162
	3. 6	上益城	め お 去勢	73 44 21	405,000 381,000 352,000	190,000 220,000 241,000	279,383 292,931 296,523
	3. 11	山 西	め お 去勢	61 34 29	705,000 350,000 355,000	235,000 230,000 226,000	309,787 289,118 297,828
	3. 12 14	高 森	め お 去勢	385 85 378	700,000 570,000 420,000	152,000 203,000 215,000	310,813 296,424 314,373
	3. 17 19	阿 蘇	め お 去勢	542 181 456	1,262,000 545,000 453,000	160,000 195,000 171,000	311,630 308,287 331,234
	4. 9	小 国	め お 去勢	101 23 102	362,000 294,000 471,000	117,000 203,000 223,000	269,990 224,000 286,850
	4. 12	玉 名	め お 去勢	34 8 36	339,000 303,000 335,000	226,000 264,000 251,000	293,324 276,500 306,722
	4. 13	南 関	め お 去勢	25 17 2	320,000 360,000 320,000	190,000 160,000 283,000	258,440 292,823 301,500

本

県

第 43 号

昭和 54 年 7 月 20 日印刷
昭和 54 年 7 月 30 日発行

編集責任者 松川 昭 義

印刷者 村 嶋 農志郎

発行所 日本あか牛登録協会

印刷所 印刷の村島企画

熊本市草葉町1番21号

振替 熊本1510

TEL (0963)55-4607

〒 860

熊本市小山町4 3 2

TEL (80) 7 0 9 5

〒861-22